

番 号 : 19a00719

国 名 : ウガンダ

担当部署 : 社会基盤・平和構築部 平和構築・復興支援室

案件名 : アチョリ・西ナイル地域コミュニティ・レジリエンス強化のための地方行政能力向上プロジェクト終了時評価調査 (評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3～4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2020年1月上旬から2020年3月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 0.90M/M、合計 1.40M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 5日 現地業務期間 27日 整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
 - (2) 見積書提出部数 : 1部
 - (3) 提出期限 : 12月4日(12時まで)
 - (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)
- 提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型))>業務実施契約 (単独型) 公示にかかる応募手続き)
(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年12月17日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	ウガンダ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 :

本調査の評価対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：黄熱（入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要）。

6. 業務の背景

ウガンダ北部アチョリ・西ナイル地域は、それぞれ背景が多少異なるものの、1980年代から20年以上続いた神の抵抗軍（LRA）とウガンダ国軍の内戦や、複数の武装組織による紛争等の影響を受けて、社会・経済インフラが破壊されるなど開発が遅れている。また西ナイル地域においては、2016年7月以降多くの南スーダン難民の流入が起きており、地域コミュニティに負担がかかっており、地方行政による公共サービスを早急に強化する必要性が生じていたことから、「アチョリ・西ナイル地域コミュニティ・レジリエンス強化のための地方行政能力向上プロジェクト」（以下、本プロジェクト）を2016年から実施中である。当該プロジェクトは、アチョリ・西ナイル地域の全17県の地方行政官のコミュニティ開発・計画策定分野における事業実施能力を向上させ、地方政府の基礎的行政機能を確立することを目指している。

プロジェクトを開始して3年4か月が経過し、地方自治体による計画策定に関し、アチョリ地域では計画ツール活用の定着を、西ナイルでは計画ツールの活用普及を目指し、またコミュニティでは、コミュニティ主導型開発活動実施手法の改善と地方行政官の能力強化を通じた社会的包摂と統合を目指して活動が実施されてきた。

今回実施の終了時評価調査では、主要C/P機関である地方自治省（Ministry of Local Government, MOLG）や中央計画局（National Planning Authority, NPA）、首相府（Office of the Prime Minister, OPM）と一部合同で本プロジェクトの目標達成度や成果等を分析するとともに、紛争影響国・地域特有の事業評価の支援を踏まえた事業評価を行い、プロジェクトの残り期間の課題及び今後の方向性について確認し、合同評価報告書に取りまとめ、合意することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、JICA事業評価基準・手続きに沿って、本技術協力プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。評価にあたっては、紛争影響地域で、また一部は大量の難民が流入しているという、現地の流動的な状況を踏まえ、現地ニーズの変遷を踏まえたこれまでの支援の妥当性を検討するとともに、紛争予防の観点からの評価を行う。なお、JICA事業評価におけ

る評価基準・手続きについては、監督職員より情報提供を行う。

本業務従事者の現地調査に先行及び並行して、本プロジェクトにおいて、プロジェクトで雇用するローカルリソースによるエンドライン調査を実施する。本業務従事者は、同調査結果を現地渡航中に入手しレビューした上で、情報整理や分析、関係者との協議を行う。本業務従事者は、同調査項目に不足がある場合には、情報収集すべき内容を質問票形式で整理し、当該終了時評価調査に従事予定の現地調査アシスタントに提供する。これら調査内容や追加質問結果、現地でのヒアリングや協議を行い、評価分析を実施するものとする。なお、JICA事業評価における紛争影響国・地域での留意点について、監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[評価分析]

(1) 国内準備期間（2020年1月上旬～中旬・5日間）

- 1) 既存の文献・報告書等（事業進捗報告書、合同調整委員会議事録、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度、プロジェクトの不安定要因・安定要因等）や実施プロセスを整理・分析する。
- 2) 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法を検討し評価グリッド（案）（英文）（紛争影響国・地域特有の事業評価の視点も含む）を作成する。また、既存のデータ・情報と現地で入手・検証すべき情報を整理する。
- 3) 上記評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機

関、その他ウガンダ側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。プロジェクトで実施予定のエンドライン調査質問票を確認の上、不足する情報については、質問票を用意し、本終了時評価調査に従事する現地調査アシスタントへ共有、現地渡航前に関係者へ質問票を配布し、現地渡航中に回収、情報整理・分析を行う。

- 4) 調査団内の検討の為、評価グリッド（案）を用いて評価デザイン（案）を検討する。
- 5) 国内で収集可能なデータを整理・分析する。
- 6) 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間（2020年1月14日～2月9日 27日間）

- 1) JICAウガンダ事務所との打合せに参加する。
- 2) プロジェクト関係者に対して、JICA事業評価基準・手続きに基づいた評価手法について説明を行う。
- 3) 上記（1）2)で作成し、関係者と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収・整理し、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報・データの収集・整理を行う。また、コミュニティ主導型開発活動を西ナイル、アチョリでそれぞれ訪問・視察の上、関係者からヒアリング等を行い、必要な情報収集・整理を行う。
- 4) 上記3)で収集した情報・データを分析し、プロジェクト実績の貢献・阻害要因を抽出する。
- 5) 国内準備作業並びに上記3)及び4)で得られた結果をもとに、他調査団員及びウガンダ側C/Pとともに評価5項目（紛争影響国・地域特有の事業評価の視点も含む）の観点から評価を行い、合同評価報告書（案）（英文）を取りまとめる。
- 6) 合同評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版の作成に協力する。
- 7) 調査結果や他の調査団員及びウガンダ側C/P等からのコメント等を踏まえたうえで、プロジェクト残り期間における関係者への提言、教訓の取りまとめを行う。
- 8) 担当分野に係る合同評価報告書（案）（英文）を作成する。
- 9) 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- 10) JICAウガンダ事務所、在ウガンダ日本国大使館への現地調査結果の報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間（2020年2月中旬 5日間）

- 1) 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- 2) 帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。
- 3) 担当分野の調査結果を取りまとめ、終了時評価調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 成果品等

本契約において作成する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(1)～(3)のすべてとする。

- (1) 評価報告書（案）（英文）
- (2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）
- (3) 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（1）～（3）の成果品の体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、

「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照

願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む（見積書に計上すること）。

航空便経路：①成田/羽田→ドーハ/ドバイ→エンテベ（ウガンダ）→ドーハ/ドバイ→成田/羽田、②成田/羽田→アムステルダム→エンテベ（ウガンダ）→アムステルダム→成田/羽田を標準とする。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

1）現地業務日程

現地派遣期間は2020年1月14日～2月9日を予定。

当機構の調査団員は本業務従事者から約10日間遅れて現地調査を開始予定です。

現地治安情勢の影響で、現地派遣期間が前後する可能性があります。

2）現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下を予定しています。

- ・ 総括・平和構築（JICA）
- ・ 協力企画（JICA）
- ・ 評価分析（コンサルタント）

3）便宜供与内容

プロジェクトチームまたはJICAウガンダ事務所による便宜供与事項は以下のとおり。

① 空港送迎

あり

② 宿舍手配

あり

③ 車両借上げ

全行程に対する移動車輛の提供（機構職員等の調査期間で工程が同じ期間については、職員等と同乗する可能性があります。）

④ 通訳・翻訳者備上

なし（英語での業務が可能のため）

⑤ 現地日程のアレンジ

⑥ 現地調査アシスタントを雇上予定。質問票配布・回収や現地ヒアリング調査の面会予約等を行う。必要に応じ、長期専門家及びC/Pが一部同行。

（2）参考資料

- ①本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に以下のとおり記載してメールをお送りください。

ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ）提供依頼メール：

タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料その他配布資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

- ②本業務に関する以下の資料をJICA社会基盤・平和構築部平和構築・復興支援室（TEL:03-5226-6943）に照会后、電子データにて配布する。

- ・ 中間レビュー関連資料
- ・ モニタリングシート、運営指導調査報告書等関連資料
- ・ R/D及びMOU

以下の資料をJICA社会基盤・平和構築部平和構築・復興支援室（TEL:03-5226-6943）にて配布する。

- ・PNAマニュアル（紛争予防配慮・平和の促進ハンドブック - PNAの実践 - ）（2017年2月）
- ・紛争影響国・地域の事業評価の手引き（平成25年1月）

③本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイト（<http://libopac.jica.go.jp/>）で公開されています。

- ・プロジェクト概要
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1500260/index.html>
- ・プロジェクト基本情報
<https://www.jica.go.jp/project/uganda/003/index.html>

（3）その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度であるため、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とする（冒頭留意事項参照）。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAウガンダ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③不正腐敗の防止
本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上